

会長の職務代理及び委員の代理について

京都市山科地域公共交通会議（以下、「本会議」という。）において、学識経験者として委員及び会長に御就任いただいている 近畿大学の高橋愛典 教授におかれては、令和 4 年 1 1 月から、在外研究のため、英国に留学されている。（本年 9 月頃に帰国予定）

については、高橋委員の留学期間中の会議運営を以下のとおり、取り扱うこととする。

1 会長の職務代理について

「京都市山科地域公共交通会議設置要綱（以下、「要綱」という。）」第 5 条第 4 項において、「会長に事故があるとき、委員の中から会長が予め指名する者がその職務を代理する」と定めている。

第 1 回本会議において、高橋会長から職務代理者の指名を受けていた井上委員が会長の職務を代理する。

【参考】会長の職務に関連する主な規定（要綱より抜粋）

- ・会長は会議を代表し、会務を総括する。（第 5 条第 3 項）
- ・会議は、会長が招集し、その議長となる。（第 6 条第 1 項）

2 委員の代理出席について

要綱第 6 条第 3 項「やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一会社、団体、機関等に属する者を代理人として出席させ、議決等を委任することができる」に基づき、高橋委員の代理として、近畿大学の毛海千佳子 准教授が出席する。